

締約国に関する情報
MD

モルドバ共和国

附属書 B1
MD

一般情報

国内官庁の名称	State Agency on Intellectual Property (Republic of Moldova) (国家知的所有権局 (モルドバ共和国))
所在地及び郵便のあて名	24/1 A. Doga St., MD-2024 Chisinau, Republic of Moldova
電話番号	(37322) 40 05 00, 40 05 06
ファクシミリ装置	(37322) 44 01 19
電子メール	office@agepi.gov.md
インターネット	www.agepi.gov.md
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正を含む差替用紙である場合には、送付の日から1箇月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。
モルドバ共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により国家知的所有権局 (モルドバ共和国) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
モルドバ共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国家知的所有権局 (モルドバ共和国) (国内段階参照)
モルドバ共和国を選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，短期特許 欧州：欧州特許の有効化 ¹

[次頁に続く]

1 2015年11月1日以降に行われた国際出願について (<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20151009.html> を参照)。

MD

モルドバ共和国 (続き)

MD

国際型調査に関するモルドバ共和国の規定 な し

国際公開に基づく仮保護

国際出願のモルドバ語による翻訳文を公開することによって、特許付与時に損害賠償を受けることができるという意味で仮保護が与えられる（発明特許の保護に関するモルドバ法第43条(3)及び第19条参照）。国際出願は、国内段階に移行した日から6箇月以内に公開される（発明特許の保護に関するモルドバ法第49条(4)参照）。

モルドバ共和国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報

モルドバ共和国が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及び
あて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）